

【 鳥取県土木工事共通仕様書 新旧対照表 】

現行（令和6年度版）					改定後（令和7年度版）					改定理由						
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下							
1	3	12	2	7	1	7.水中コンクリートの打設方法	1	3	12	2	7	1	7.水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定にともなう	
1	3	12	2	9	2	(1)	1	3	12	2	9	2	9.トレミー打設(1)	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	12	3	1	1	1.一般事項	1	3	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締め、養生などを行わなければならない。	受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	12	3	2	1	2.水平打継目の設置位置	1	3	12	3	2	1	2.水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に關して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60mm及び最低潮位から下60mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に關して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	13	3	3	3		1	3	13	3	3	3	3.材料の計量	ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう
2	2	3	1	1	3	JISA5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）	2	2	3	1	1	3	JISA5308（レディーミクストコンクリート）附属書JA（レディーミクストコンクリート用骨材）		JIS改正	
2	2	6	1	2	1	2.セメントの貯蔵	2	2	6	1	2	1	2.セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品別に区分して貯蔵しなければならない。	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品別に区分して貯蔵しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
2	2	6	3	5	1	5.急結剤	2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2018年制定] JSCE-D102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定] JSCE-D102-2023吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023年9月）の規格に適合するものとする。	発行に伴う修正
2	2	6	4	1	1	1.練混ぜ水	2	2	6	4	1	1	1.練混ぜ水	コンクリートの練混ぜに用いる水は、水道またはJISA5308（レディーミクストコンクリート）附属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を含有量含んではならない。	コンクリートの練混ぜに用いる水は、水道またはJISA5308（レディーミクストコンクリート）附属書JC（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を含有量含んではならない。	JIS改正
2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		諸法令の改定にともなう	
3	2	2	0	0	16	環境省水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）	3	2	2	0	0	16	環境省水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）（令和5年3月）		発行年月の修正	
3	2	2	0	0	31	日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	3	2	2	0	0	31	日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧【令和4年度改訂版】（令和5年2月）		発行に伴う修正	
3	2	2	0	0	45	労働省騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）	3	2	2	0	0	45	労働省騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月）		発行年月の修正	
3	2	2	0	0	47	土木学会コンクリート標準示方書（規準編）[2018年制定]（2018年10月）	3	2	2	0	0	47	土木学会コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定]（2023年9月）		発行に伴う修正	
3	2	3	14	2	4	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）[2018年制定]」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	4	なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定]」（土木学会、2023年9月）における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		発行に伴う修正	
3	2	6	11	6	5	表3-2-32 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6	5	表3-2-32接着剤の規格コンクリート床版用		条文削除による番号修正	
3	2	6	11	6	6	表3-2-32 (2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱接着型、常温接着型）プライマーの品質									削除	
3	2	6	11	6	7	(3)	3	2	6	11	6	6	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.4ℓ/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.2ℓ/㎡の割合で一層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.4ℓ/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.2ℓ/㎡の割合で一層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。	条文削除による番号の修正
3	2	6	11	6	8	(4)	3	2	6	11	6	7	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	条文削除による番号の修正
3	2	6	11	6	9	(5)	3	2	6	11	6	8	(5)	受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	条文削除による番号の修正
3	2	17	2	1	2	なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正法律第62号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	2	なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正法律第36号）に基づくものでなければならない。		諸法令の改定にともなう	
6	3	2	0	2	5	国土交通省河川砂防技術基準（令和5年5月）	6	3	2	0	2	5	国土交通省河川砂防技術基準（令和5年10月）		発行年月の修正	
6	3	2	0	5	7	国土交通省機械工事共通仕様書（案）（令和3年3月）	6	3	2	0	5	7	国土交通省機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月）		発行年月の修正	
6	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	6	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	発行に伴う修正
8	1	2	0	0	4	土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2013年制定]（2013年10月）	8	1	2	0	0	4	土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023年制定]（2023年9月）		発行に伴う修正	
8	1	2	0	0	5	土木学会コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]（2018年3月）	8	1	2	0	0	5	土木学会コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月）		発行に伴う修正	
9	1	2	0	0	4	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2013年制定]（2013年10月）	9	1	2	0	0	4	土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023年制定]（2023年9月）		発行に伴う修正	
9	1	4	5	2	1	2.各材料の計量	9	1	4	5	2	1	2.各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1繰り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	受注者は、各材料の計量にあたっては、1繰り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の軽量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう
10	2	2	0	0	25	土木学会舗装標準示方書（平成27年10月）	10	2	2	0	0	25	土木学会舗装標準示方書[2023年制定]（令和5年10月）		発行に伴う修正	
10	2	4	10	4	1	4.初期養生	10	2	4	10	4	1	4.初期養生	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/㎡程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	初期養生は、十分な量の養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表現修正
10	3	2	0	0	14	日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	10	3	2	0	0	14	日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧【令和4年度改訂版】（令和5年2月）		発行に伴う修正	
10	5	5	1	6	1	6.検測	10	5	5	1	6	1	6.検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。	条文追加による番号の修正
10	5	5	1	6	2	なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	10	5	5	1	6	2	なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。		条文追加による番号の修正	
10	5	5	1	7	1	7.架設に用いる仮設備及び架設用機材	10	5	5	1	7	1	7.架設に用いる仮設備及び架設用機材	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事的目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事的目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	条文追加による番号の修正
10	7	2	0	0	16	土木学会コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定]（2018年3月）	10	7	2	0	0	16	土木学会コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定]（2023年3月）		発行に伴う修正	
10	7	2	0	0	17	土木学会コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]（2018年3月）	10	7	2	0	0	17	土木学会コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月）		発行に伴う修正	
10	15	3	1	7	1	7.報告書	10	15	3	1	7	1	7.報告書	特に定めのない限り、受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するものとし、すみやかに除雪作業日報等を監督員に提出しなければならない。	特に定めのない限り、受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するものとし、すみやかに除雪作業日報等を監督員に提出しなければならない。	表現修正

【 鳥取県土木工事共通仕様書 新旧対照表 】

現行 (令和6年度版)					改定後 (令和7年度版)					改定理由																																																																			
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下																																																																				
				1-3-5-4-2 (6) 表1-3-2計量値の許容差					1-3-5-4-2 (6) 表1-3-2計量値の許容差	諸基準の改定に伴う																																																																			
				<p>表1-3-2 計量値の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3					<p>表1-3-2 計量値の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3																																												
材料の種類	最大値 (%)																																																																												
水	1																																																																												
セメント	1																																																																												
骨材	3																																																																												
混和材	2※																																																																												
混和剤	3																																																																												
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																																																												
水	1																																																																												
セメント	1																																																																												
骨材	3																																																																												
混和材	2※																																																																												
混和剤	3																																																																												
				1-3-6-9 2.湿潤状態の保持 表1-3-3					1-3-6-9 2.湿潤状態の保持 表1-3-3	諸基準の改定に伴う																																																																			
				<p>表1-3-3 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日				<p>表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>中熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>5日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 (注) 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																													
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																																										
15℃以上	5日	7日	3日																																																																										
10℃以上	7日	9日	4日																																																																										
5℃以上	9日	12日	5日																																																																										
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																																								
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																																																								
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																																																								
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																																																								
				1-3-10-3 5.養生温度 表1-3-4寒中コンクリートの温度制御養生期間					1-3-10-3 5.養生温度 表1-3-4寒中コンクリートの温度制御養生期間	諸基準の改定に伴う																																																																			
				<p>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の寒までに想定される凍結融解の程度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の寒までに想定される凍結融解の程度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日				<p>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日																	
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の寒までに想定される凍結融解の程度	養生温度	セメントの種類																																																																											
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																																									
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																																									
	10℃	7日	4日	9日																																																																									
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																																									
	10℃	3日	2日	4日																																																																									
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																																											
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																																									
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																																									
	10℃	7日	4日	9日																																																																									
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																																									
	10℃	3日	2日	4日																																																																									
				3-2-6-11 6.接着剤の塗布 表3-2-32 (1)					3-2-6-11 6.接着剤の塗布 表3-2-32	条文追加による番号の修正																																																																			
				<p>表3-2-32 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>80分以内</td> <td>30分以内</td> <td>30分以内</td> <td>80分以内</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>25以上</td> <td>JIS K 6833-1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="4">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="4">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 (例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する) *2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。</p>	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型		ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20℃)	80分以内	30分以内	30分以内	80分以内	JIS K 5600-1 *1	不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	25以上	JIS K 6833-1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと				JIS K 5600-1 *1	耐久性	5日間で異常のないこと				JIS K 5600-1 *1				<p>表3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>80分以内</td> <td>30分以内</td> <td>30分以内</td> <td>80分以内</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>25以上</td> <td>JIS K 6833-1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="4">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="4">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 (例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する) *2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。</p>	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型		ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20℃)	80分以内	30分以内	30分以内	80分以内	JIS K 5600-1 *1	不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	25以上	JIS K 6833-1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと				JIS K 5600-1 *1	耐久性	5日間で異常のないこと				JIS K 5600-1 *1	
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型		ゴム系溶剤型			試験方法																																																																							
	1次プライマー	2次プライマー	1次プライマー	2次プライマー																																																																									
指触乾燥時間 (20℃)	80分以内	30分以内	30分以内	80分以内	JIS K 5600-1 *1																																																																								
不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	25以上	JIS K 6833-1,2 *2																																																																								
作業性	塗り作業に支障のないこと				JIS K 5600-1 *1																																																																								
耐久性	5日間で異常のないこと				JIS K 5600-1 *1																																																																								
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型		ゴム系溶剤型		試験方法																																																																								
	1次プライマー	2次プライマー	1次プライマー	2次プライマー																																																																									
指触乾燥時間 (20℃)	80分以内	30分以内	30分以内	80分以内	JIS K 5600-1 *1																																																																								
不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	25以上	JIS K 6833-1,2 *2																																																																								
作業性	塗り作業に支障のないこと				JIS K 5600-1 *1																																																																								
耐久性	5日間で異常のないこと				JIS K 5600-1 *1																																																																								
				3-2-6-11 6.接着剤の塗布 表3-2-32 (2)					3-2-32 (2) の削除																																																																				
				<p>表3-2-32 (2) シート系床版防水層 (濡し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">種類</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (25℃) 分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td>20以上</td> <td>80以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS K 6833-1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する *2 試験方法はJIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する [注2] 塗膜系床版防水層 (アスファルト加熱型) のプライマーは上表の品質による</p>	項目	種類			試験方法	溶剤型	水性型	水性型	指触乾燥時間 (25℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1	不揮発分%	20以上	80以上	35以上	JIS K 6833-1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1																																													
項目	種類			試験方法																																																																									
	溶剤型	水性型	水性型																																																																										
指触乾燥時間 (25℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1 *1																																																																									
不揮発分%	20以上	80以上	35以上	JIS K 6833-1,2 *2																																																																									
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 *1																																																																									
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 *1																																																																									
				3-2-14-2 6.耳芝 図3-2-6					3-2-14-2 6.耳芝 図3-2-6	現場実装との整合																																																																			
																																																																													